

VIII 主要補助金・助成金一覧

※募集時期等の詳細については、それぞれの補助金の問合せ先にご確認ください。

1 経営革新、技術開発

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
デジタル技術導入補助金	<p>○対象者 県内の中小企業、小規模事業者</p> <p>○対象事業 県内に事業所をもつ中小企業等によるデジタルツールやサービスの導入で、次の条件を満たすもの</p> <p>①県が指定する分野におけるデジタルツールやサービスの導入であること</p> <p>②「あいち産業 DX 推進コンソーシアム」に加入していること</p> <p>○対象経費 クラウドサービス利用料、謝金、委託料 等</p> <p>○募集時期 5月～6月頃</p>	<p>○補助額 30万円以上 100万円以下</p> <p>○補助率 1/2以内(小規模企業者は2/3以内)</p>	愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 次世代産業室 (052)954-7495
ロボット未活用領域導入検証補助金	<p>○対象領域 次の分野のうち、ロボットの活用が進まない領域(用途) (製造・物流分野、医療・介護分野、空モビリティ活用分野、業務用サービスロボット活用分野)</p> <p>○対象者 提供側・利用側いずれかの企業・団体</p> <p>○対象事業 ロボット導入前の事前検証(業務分析、事業化可能性調査、技術検証等)や、ユーザーの協力により実施する効果検証等を行う事業</p> <p>○対象経費 レンタル料、委託費、人件費 等</p> <p>○募集時期 3月下旬～6月中旬</p>	<p>○補助額 500万円以下</p> <p>○補助率 大企業、大学、研究機関、その他団体は1/2以内、中小企業等は2/3以内</p>	愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 次世代産業室 (052)954-6352

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
<p>新あいち創造 研究開発 補助金 (研究開発 ・実証実験)</p>	<p>次世代成長分野等の高付加価値のモノづくりを支える研究開発・実証実験の支援</p> <p>○対象者 企業(大企業、中小企業、事業協同組合等)、市町村(実証実験のみ)</p> <p>○対象事業 (1)県内に事業所を持つ企業等が実施する、次のいずれかに該当する次世代成長分野等における研究開発 ①中小企業、事業協同組合等が中心となる場合は、原則として、公設試験研究機関(大学等を含む)と連携して実施するもの(同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関と連携して実施する場合を含む) ②大企業が中心となる場合は、原則として、産学官が連携する実施体制を構築して実施するもの ③あいちシンクロトロン光センターを活用して実施するもの ④アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの (2)企業等が県内において実施する、次のいずれかに該当する次世代成長分野等における実証実験 ①次世代成長分野関連技術や地域資源を活用し、市町村等と連携して実施するもの(同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関と連携して実施する場合を含む) ②次世代成長分野関連技術の高度化又は実用化に資するもの ③アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の目標達成に資するもの</p> <p>○対象経費 (1)研究開発 部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関との連携に要する旅費及び技術的支援を受けるに必要となる人件費(自社の労務費を除く)等 (2)実証実験 部品・原材料費、機械装置費、委託・外注費、実証実験補助人件費、実証実験協力費、広報宣伝費、諸経費、同業種又は異業種に属する複数の企業が外部機関との連携に要する旅費及び技術的支援を受けるに必要となる人件費(自社の労務費を除く)等</p> <p>○募集時期 (例年)3月～4月頃</p>	<p>○補助額 2億円以内 (中小企業及び市町村は原則として1億円以内) ※「トライアル型」は500万円以内</p> <p>○補助率 大企業及び市町村は原則として1/2以内 中小企業は2/3以内</p>	<p>愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 (052)954-6370</p>

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
小規模事業者 経営革新支援 事業費補助金	<p>○対象者 愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者</p> <p>○対象事業 同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓</p> <p>○募集期間 (例年)4月～5月頃</p>	<p>○補助額 100万円以内</p> <p>○補助率 2/3以内</p>	愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課 (052)954-6335
革新事業創造 事業費補助金	<p>○対象者 大企業、中小企業者等、大学、研究機関、その他団体</p> <p>○対象事業 革新事業創造戦略で定める重点政策分野に係る事業、かつ、革新事業として県の採択を受けた民間主導で進めるべき事業</p> <p>○募集期間 (例年)3月～5月頃</p>	<p>○補助額 1,000万円以内</p> <p>○補助率 大企業、大学、研究機関及びその他団体は原則として1/2以内 中小企業者等は2/3以内</p>	愛知県 経済産業局 革新事業創造部 イノベーション企画課 (052)954-7424
あいちスタートアップ創業 支援事業費 補助金 (起業支援金)	<p>○対象者 対象期間内に愛知県内において新たに個人事業主の開業届出または法人の設立をする者、Society5.0 関連業種等の付加価値が高い産業分野での事業承継又は第二創業を行う者</p> <p>○対象事業 ITや新しい技術を活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業</p> <p>○募集時期 (例年)6月頃</p>	<p>○補助額 200万円以内 (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県からの移住を伴う場合は、別に移住支援金の対象となり得る)</p> <p>○補助率 1/2以内</p>	愛知県 経済産業局 革新事業創造部 スタートアップ推進課 (052)954-6859

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金	<p>①新事業展開応援助成金(一般枠)</p> <p>○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、小規模企業者及び中小企業者団体</p> <p>○対象事業 主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)を除く地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成</p> <p>○対象経費 事業費(謝金、旅費、会場借料等)、試作・開発費</p> <p>○募集時期 年1回(6月～7月頃)</p> <p>②新事業展開応援助成金(地場産業枠)</p> <p>○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、小規模企業者、中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>○対象事業 主要地場産業(繊維・窯業・食品・家具・伝統的工芸品)に関する地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成</p> <p>○対象経費 事業費(謝金、旅費、会場借料等)、試作・開発費</p> <p>○募集時期 年1回(12月～1月頃)</p> <p>③新事業展開応援助成金(農商工連携枠)</p> <p>○対象者 県内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者、中小企業者グループ、中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人</p> <p>○対象事業 地域資源の農林水産物を活用して、あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う、新製品(商品)開発、販路拡大、人材育成</p> <p>○対象経費と募集時期 ②と同じ</p>	<p>①</p> <p>○補助額 50万円以上 300万円以内 (小規模企業者は50万円以上100万円以内も選択可)</p> <p>○補助率 1/2以内 (小規模企業者は2/3以内も選択可)</p> <p>②③</p> <p>○補助額 50万円以上 300万円以内 (中小企業者団体、一般社団法人及び一般財団法人は50万円以上600万円以内) (②は、小規模企業者は50万円以上100万円以内も選択可)</p> <p>○補助率 1/2以内 (②は、小規模企業者は2/3以内も選択可)</p>	<p>(公財)あいち産業振興機構新事業支援部地域資源活用・知的財産グループ (052)715-3074</p>
中小企業創業支援	<p>○対象者 県内に本社を有する中小企業または中小企業で構成されるグループ</p> <p>○対象事業 日本国特許庁へ出願済みの特許、実用新案、意匠、商標を外国特許庁へ出願する事業</p> <p>○対象経費 外国特許庁への出願に要する出願手数料、代理人費用、翻訳費用など</p> <p>○募集時期 5月頃</p>	<p>○補助額 ・特許出願 150万円 ・実用新案、意匠、商標出願 60万円 ・冒認対策商標 30万円</p> <p>○補助率 1/2以内</p>	<p>(公財)あいち産業振興機構新事業支援部地域資源活用・知的財産グループ (052)715-3074</p>

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
<p>成長型 中小企業等研究 開発支援事業 (Go-Tech 事業) (旧サポイン事業、 旧サビサポ事業)</p>	<p>○対象者 中小企業者等を中心とした、研究等実施機関及び事業管理機関を含む2者以上で構成される共同体</p> <p>○対象事業 ものづくり基盤技術およびサービスの高度化を目的として、中小企業者等が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発等の事業</p> <p>○募集時期 (例年)2～4月頃</p>	<p>○補助金額 (上限値) <通常枠> 単年度あたり 4,500万円以下 2年度の合計 で7,500万円 以下 3年度の合計 で9,750万円 以下 <出資獲得枠> 単年度あたり 1億円以下 2年度の合計 で2億円以下 3年度の合計 で3億円以下</p> <p>○補助事業期間 2～3年</p> <p>○補助率 定額、2/3以内、 1/2以内</p>	<p>中部経済産業局 イノベーション 推進課 (052)951-2774</p>
<p>小規模事業者 持続化補助金</p>	<p>○対象者 小規模事業者</p> <p>○対象事業 策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための事業 商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業</p> <p>○受付締切 年間複数回の締切を設定 <通常枠> <賃金引上げ枠> <卒業枠> <後継者支援枠> <創業枠></p>	<p>○補助額 <通常枠> 50万円以内 <賃金引上げ枠> 200万円以内 <卒業枠> 200万円以内 <後継者支援枠> 200万円以内 <創業枠> 200万円以内</p> <p>※インボイス転換事業者を対象に一律に50万円の補助上限上乘せ</p> <p>○補助率 2/3以内</p> <p>※賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4</p>	<p><商工会議所地区> 日本商工会議所 小規模事業者 持続化補助金 事務局 (03)6632-1502 <商工会地区> 愛知県 商工会連合会 (052)562-0041</p>

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
中小企業組合等課題対応支援事業	<p>○対象者 組合、共同出資会社組織、一般社団法人、任意グループなど</p> <p>○対象事業 中小企業者が経済的・社会的環境の変化に対応するため、新たな活路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、組合等が行う取組</p> <p>○募集時期 (例年)3月頃～</p>	<p>○補助額</p> <p>(1)中小企業組合等活路開拓事業</p> <p>①活路開拓事業 (大規模・高度型) 上限2,000万円 (通常型) 上限1,200万円</p> <p>②展示会等出展・開催事業 上限1,200万円 下限なし</p> <p>(2)組合等情報ネットワークシステム等開発事業 (大規模・高度型) 上限2,000万円 (通常型) 上限1,200万円</p> <p>※(1)①、(2)下限100万円</p> <p>○補助率 6/10以内</p>	<p>全国中小企業団体中央会 (03)3523-4905</p>
研究助成制度	<p>○対象者 東海地域(原則として愛知県、静岡県、岐阜県、三重県)における産学官共同研究をはじめとする産業技術に関する研究を行う企業、教育・研究機関等</p> <p>○対象事業 環境関連分野、医療福祉技術関連分野、材料関連分野、電子・情報関連分野、生産技術関連分野、バイオテクノロジー関連分野</p> <p>○募集時期 (例年)10月～11月頃</p> <p>○対象者 東海地域(原則として愛知県、静岡県、岐阜県、三重県)における産業技術に関する研究を行う企業、教育・研究機関、個人等</p> <p>○対象事業 工学を基礎としたグリーンイノベーション(環境・資源・エネルギー・食料生産革新等)、ライフイノベーション(医療福祉・介護・健康等)、情報イノベーション(AI・IoT・ICT技術活用等)を推進する挑戦的研究や比較的初期段階の研究</p> <p>○募集時期 (例年)10月～11月頃</p>	<p>○補助額 1件あたり 上限100万円</p>	<p>(一財)東海産業技術振興財団 (0532)47-3030</p>

2 商業・流通業等の振興

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
商業振興 事業費補助金 (地域商業活動 活性化事業)	<p>○対象者 商店街振興組合、事業協同組合、商業団体等</p> <p>○対象事業 ①賑わい創出・商機能強化事業 ②地域課題対応事業 ③地域課題対応事業(商店街の未来を拓くプロジェクト指定団体枠)</p> <p>○募集期間 (例年)4月～6月頃</p>	<p>○補助額 90万円以内</p> <p>○補助率 会員数 1～30 者：40%以内 (③は80%以内)、 31～50 者： 30%以内 (③は60%以内)、 51者～： 20%以内 (③は40%以内)</p>	愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 (052)954-6337
げんき商店街 推進事業費 補助金	<p>○対象者 市町村</p> <p>○対象事業 ・人材強化事業 ・空き店舗対策事業 ・地域コミュニティ活性化事業 ・賑わい創出事業 ・国の採択事業 ・地域消費拡大事業 ・「商店街の未来を拓くプロジェクト」推進事業</p> <p>○対象経費 施設整備費、謝金、旅費、事業経費(会議費、印刷製本費等)、委託費、店舗賃借料、店舗改装費等</p>	<p>○補助額 1事業につき 700万円以 内、1市町村に つき3,000万 円以内</p> <p>○補助率 市町村事業費 の1/2以内(「商 店街の未来を 拓くプロジェ クト」推進事業 は3/5以内)</p>	愛知県 経済産業局 中小企業部 商業流通課 (052)954-6338

3 企業立地の促進

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
21世紀高度 先端産業立地 補助金	<p>○対象者</p> <p>(1)高度先端産業の製造業に係る工場を新增設する中小企業者に補助金を交付する市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得費用 2億円以上 ・新規雇用者数 5人以上(※) <p>(2)高度先端産業の製造業に係る工場を新增設する企業(中小企業者を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得費用 50億円以上 ・新規雇用者数 20人以上(※) <p>(3)高度先端産業の製造業に係る研究所を新增設する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得費用 5億円以上 (中小企業者は2億円以上) <p>(4)高度先端産業の製造業に係る大規模工場等を新增設する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産取得費用 300億円超 ・新規雇用者数 (工場)新增設に伴い、新たに20人以上雇用(※)するとともに、固定資産取得費用の300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者数の増 (研究所)新增設に伴う固定資産取得の300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者数の増 <p>○対象事業</p> <p>次の対象分野に関わる製品の製造又は研究の取組であって、製品又は研究内容に高度・先端的な技術性が認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー <p>○対象経費</p> <p>土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)</p>	<p>○補助額</p> <p>(1)5億円以内 (2)、(3)10億円以内 (4)最高100億円</p> <p>○補助率</p> <p>(1)補助対象経費の5%または市町村が企業に交付する額の1/2のいずれか低い額以内 (2)補助対象経費の10%以内 (3)補助対象経費の20%以内 (4)300億円を超える金額の5%を10億円に上乗せ</p> <p>(注)立地企業が既設工場等の建物内の機械を一新する場合は、それぞれ上記の補助率の半分</p>	愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 産業立地 サポート ステーション (052)954-6372

※ IoT、ロボット等先端設備導入による生産性向上を条件として、雇用要件の緩和を受けることができる場合があります。

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
<p>新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）</p>	<p>○対象事業・対象者 次世代成長分野等又は愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種に認定申請時に該当すること。 (1)以下のいずれにも該当する中小企業者に対して優遇措置を行う市町村 ア 20年以上工場等が県内(原則、新增設を行う市町村内)に立地していること イ 当該工場等の固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること ウ 原則として、25人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること (2)以下のいずれにも該当する企業(中小企業者を除く) ア 20年以上工場等が県内(原則、新增設を行う市町村内)に立地していること イ 当該工場等の固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること ウ 原則として、100人以上の常用雇用者数を県補助金の交付期間中維持すること エ 新增設を行う工場等が立地する市町村が、新增設に対して優遇措置を実施すること</p> <p>○対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)</p>	<p>○補助額 (1)5億円以内 (2)5億円以内 (ただし、県補助金額の総額は市町村が交付する優遇措置の総額を上回らない。)</p> <p>○補助率 (1)固定資産取得費用の5%以内又は市町村が企業に交付する補助額の1/2以内の低い方 (2)固定資産取得費用の5%以内又は市町村が企業に交付する優遇措置と同額以内の低い方</p>	<p>愛 知 県 経 済 産 業 局 産 業 部 産 業 立 地 通 商 課 産 業 立 地 サ ポ ー ト ス テ ー シ ョ ン (052)954-6372</p>

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
<p>新あいち創造産業立地補助金（Bタイプ）</p>	<p>○対象事業・対象者</p> <p>(1)次世代成長分野等に該当し、かつ、サプライチェーンの中核分野となる非代替な部品・素材分野(国内シェアが10%以上を満たし、輸入代替性が低いと認められる分野であること)に認定申請時に該当すること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当する中小企業者 (ア)当該工場等の固定資産取得費用の合計額が2,000万円以上 (イ)原則として、当該工場等における常用雇用者が5名以上増加すること(※)</p> <p>イ 以下のいずれにも該当する企業(中小企業者を除く) (ア)当該工場等の固定資産取得費用の合計額が5億円以上 (イ)原則として、当該工場等における常用雇用者が20名以上増加すること(※)</p> <p>(2)次世代成長分野等に該当し、かつ、高付加価値の成長分野(市場規模が直近2年で25%以上拡大していると認められる分野であること)または成長企業(直近5年で付加価値額が15%以上拡大している企業)に認定申請時に該当すること。</p> <p>ア 以下のいずれにも該当する中小企業者 (ア)当該工場等の固定資産取得費用の合計額が2,000万円以上 (イ)原則として、当該工場等における常用雇用者が5名以上増加すること(※)</p> <p>イ 以下のいずれにも該当する企業(中小企業者を除く) (ア)当該工場等の固定資産取得費用の合計額が25億円以上 (イ)原則として、当該工場等における常用雇用者が20名以上増加すること(※)</p> <p>○対象経費</p> <p>土地を除く固定資産取得費用(新增設に係る工場建設費、機械装置費等)</p>	<p>○補助額 10億円以内</p> <p>○補助率 10%以内</p> <p>立地企業が既設工場等の建物内の機械を一新する場合は5%以内)</p>	<p>愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 産業立地 サポート ステーション (052)954-6372</p>

※ IoT、ロボット等先端設備導入による生産性向上を条件として、雇用要件の緩和を受けることができる場合があります。

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象事業、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
<p>新あいち創造産業立地補助金（Cタイプ）</p>	<p>○対象事業・対象者 IT 関連産業に認定申請時に該当し、以下のいずれにも該当する企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内に拠点のない事業者が新たに事業所を開設すること ・当該事務所において、IT 技術者が 2 名以上常駐すること <p>○対象経費 オフィス賃借料、機器リース料、通信回線料、オフィス移転・改修費、IT 技術者への雇用加算 ※オフィス移転・改修費及び IT 技術者への雇用加算は初年度のみ</p>	<p>○補助額 初年度：1,000 万円以内 2・3 年目：350 万円以内</p> <p>○補助率 (1)オフィス賃借料等 1/2 以内(国・市町村等の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費は県補助金と合わせて 2/3 以内) (2)雇用加算 50 万円/人(雇用加算額はオフィス賃借料等の補助額の範囲内)</p>	<p>愛知県 経済産業局 産業部 産業立地通商課 産業立地 サポート ステーション (052)954-6372</p>
<p>航空宇宙産業応援補助金</p>	<p>○対象事業・対象者 航空宇宙産業に係る事業について、直近の 3 年間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、2019 年中の同時期の売上高に比べて、10%以上減少している企業(大企業含む)</p> <p>○対象経費 航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために愛知県内に設置する機械又は装置の購入代金、運搬費及び据付工事費(1 設備あたり 2 千万円以上のものに限る)</p>	<p>○補助額 1 億 5,000 万円以内</p> <p>○補助率 1/4 以内(ただし、国・市町村の補助金を併用する場合、共通する補助対象経費に対し県補助金と合わせて 3/4 以内)</p> <p>○補助実施期間 2025 年度末まで(2025 年度末までに事業を完了すること)</p>	<p>愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 航空宇宙産業 グループ (052)954-6349</p>

4 若年者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
奨学金返還支援事業費補助金	<p>○対象者 従業員への奨学金返還支援制度を整備し、県に登録した県内中小企業等(従業員数300人以下)</p> <p>○対象従業員 2024年4月以降に雇用され、正社員(試用期間含む)として県内事業所に勤務しており、(独)日本学生支援機構等の貸与型奨学金を返還中又は返還予定の者</p> <p>○対象経費 企業等が従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額</p>	<p>○補助率 従業員に支給した奨学金返還のための手当又は代理返還した額の1/2以内</p> <p>○補助上限額 対象従業員1人に対し、20万円(上限)/年度</p> <p>○補助対象期間 対象従業員の採用年度から3会計年度まで</p>	愛知県労働局 就業促進課 (052)954-6366

5 高齢者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
65歳超雇用推進助成金	<p>【65歳超継続雇用促進コース】</p> <p>○対象者 高齢者の安定した雇用の確保のための定年の引上げ等の措置を実施した事業主</p> <p>○主な受給要件 次の①～④までのいずれかに該当する新しい制度を実施した事業主(旧定年年齢及び旧継続雇用年齢が70歳未満の事業主に限る)</p> <p>①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ</p> <p>②定年の定めの廃止</p> <p>③旧定年年齢及び継続雇用年齢を上回る希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入</p> <p>④他社による継続雇用の導入</p>	次ページ別表のとおり	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385
	<p>【高齢者評価制度等雇用管理改善コース】</p> <p>○対象者 高齢者の雇用管理制度の整備(短時間勤務制度の導入、高齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、法定外健康管理の導入等)を実施する事業主</p>	<p>○支給額 雇用管理制度の導入等に要した経費の額の60%(中小企業以外は45%) ※経費の上限は50万円</p>	
	<p>【高齢者無期雇用転換コース】</p> <p>○対象者 50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成(制度を就業規則等に規定する必要あり)</p>	<p>○支給額 支給対象者1人につき30万円(中小企業以外は23万円) ※1支給申請年度あたりの上限は10人</p>	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

別表 「65歳超雇用推進助成金」(65歳超継続雇用促進コース)

(単位：万円)

措置内容 対象 被保険者数	65歳への 定年引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上への 定年引上げ	定年の定め の廃止	66～69歳への 継続雇用 制度の導入	70歳以上への 継続雇用 制度の導入
		5歳未満	5歳以上				
1～3人	15	20	30	30	40	15	30
4～6人	20	25	50	50	80	25	50
7～9人	25	30	85	85	120	40	80
10人以上	30	35	105	105	160	60	100

※ 複数の取組を実施した場合であっても、支給額はいずれか高い額のみとする。

6 障害者の雇用促進

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
愛知県中小企業応援障害者雇用奨励金	<p>○対象者 初めて障害者を雇用する中小企業 (常時雇用する労働者 300 人以下の事業主) ※1 事業主につき 1 回限り申請可能</p>	<p>○助成額 ①一般労働者及び精神障害者の短時間労働者 60 万円 ②短時間労働者(身体・知的)30 万円 ③特定短時間労働者(重度身体・重度知的・精神)15 万円</p>	愛知県労働局 就業促進課 (052)954-6367
第 1 種 作業施設設置等助成金 (設置、整備)	<p>○対象者 障害者を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備の設置等を行う事業主</p> <p>○対象経費 施設・改造等がなされた設備の設置等に要する経費</p>	<p>○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき 450 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき 150 万円(中途障害者の場合、1 人につき 450 万円) ・1 事業所あたり 1 会計年度につき合計 4,500 万円 ※短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は 1 人につき上記の半額</p>	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
<p>第 1 種 中高年齢等障 害者作業施設 設置等助成金 (設置、整備)</p>	<p>○対象者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している障害者を継続して雇用し、その障害者が加齢による変化により既往の障害に起因した就労困難性が増加した事に対し、業務上の支障を軽減し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備の設置等を行う事業主</p> <p>○対象経費 施設・改造等がなされた設備の設置等に要する経費</p>	<p>○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき 450 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき 150 万円(中途障害者の場合、1 人につき 450 万円) ・1 事業所あたり 1 会計年度につき合計 4,500 万円 ※短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は 1 人につき上記の半額</p>	
<p>第 2 種 作業施設設置 等助成金 (賃借)</p>	<p>○対象者 障害者を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備を賃借により行う事業主</p> <p>○対象経費 施設・設備の賃借に要する経費</p>	<p>○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき月 13 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき月 5 万円(中途障害者の場合、1 人につき 13 万円) ※短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は 1 人につき上記の半額 ○支給期間 3 年間</p>	<p>(独) 高齢・ 障害・求職者 雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者 業務課 (052)218-3385</p>
<p>第 2 種 中高年齢等障 害者作業施設 設置等助成金 (賃借)</p>	<p>○対象者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期間が経過している障害者を継続して雇用し、その障害者が加齢による変化により既往の障害に起因した就労困難性が増加した事に対し、業務上の支障を軽減し作業を容易に行えるように配慮された施設・設備を賃借により行う事業主</p> <p>○対象経費 施設・設備の賃借に要する経費</p>	<p>○助成率 2/3 ○支給限度額 ・作業施設 障害者 1 人につき月 13 万円 ・作業設備 障害者 1 人につき月 5 万円(中途障害者の場合、1 人につき 13 万円) ※短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は 1 人につき上記の半額 ○支給期間 3 年間</p>	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
障害者福祉施設設置等助成金	<p>○対象者 障害者である労働者の福祉の増進を図るための福利厚生施設の設置又は整備を行う事業主又は事業主団体</p> <p>○対象経費 施設の設置等に要する費用</p>	<p>○助成率 1/3</p> <p>○支給限度額 障害者1人あたり225万円</p> <p>※短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の上限額は1人につき上記の半額</p> <p>※1会計年度につき2,250万円</p>	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	<p>○対象者 重度の障害者等を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める重度障害者等の割合が20%以上であり障害者を雇用する事業所としてモデル性が認められる事業主</p> <p>○対象経費 対象障害者の雇用維持のための事業施設・設備の設置又は整備に要する経費(賃借を除く)</p>	<p>○助成率 2/3(特例3/4)</p> <p>○助成率 一認定5,000万円(特例1億円)</p> <p>※同一事業主に対する支給額の合計は1億円を限度</p>	
障害者介助等助成金(16種類)	<p>○対象者 支給対象障害者等を雇い入れ又は継続して雇用し、障害の種類や程度に応じた雇用管理のため必要な、手話通訳担当者の委嘱や職場介助等の措置や加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な各種措置を行う事業主</p> <p>○対象経費 当該措置に要する費用</p>	<p>○助成率 3/4 (継続措置は2/3) (最高10年限度) (各助成金に支給限度期間あり)</p> <p>○支給限度額 それぞれ上限人数、上限額あり</p>	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課 (052)218-3385
障害者介助等助成金 ①職場復帰支援助成金	<p>○対象者 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行う事業主</p> <p>○対象経費 中途障害者等により休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置に要した費用 ①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習</p>	<p>※()は中小企業に適用</p> <p>○支給限度額 ①②:月額4万5千円(6万円) ③:半年2~9万円(3~12万円)</p> <p>○支給期間 1年間</p>	
障害者介助等助成金 ②中途障害者等技能習得支援助成金	<p>○対象者 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行う事業主</p> <p>○対象経費 中途障害等により休職を余儀なくされた者が職場復帰するにあたり職務転換後の業務に必要な知識・技能を周到するための研修に要した費用</p>	<p>※()は中小企業に適用</p> <p>○支給限度額 対象障害者1人につき年20万円まで(年30万円まで)</p> <p>○支給期間 1年間</p>	

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
障害者介助等 助 成 金 ⑩職場支援員 の配置または 委 嘱 助 成 金	○対象者 業務遂行に必要な援助や指導を行う職 場支援員の配置または委嘱をした事業 主 ○対象経費 職場支援員を配置又は委嘱に要する経 費	※()は中小企業に適用 ○支給限度額 配置：短時間労働者以外 月額 3 万円(4 万円) 短時間労働者 月額 1 万 5 千円(2 万円) 委嘱：1 回 1 万円 (月額 4 万円が上限) ○支給期間 2 年間 ※精神障害者は 3 年 ただし、企業在籍型適応 援助者による支援終了を 配置理由にする場合は 6 か月間	(独) 高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 愛 知 支 部 高 齢 ・ 障 害 者 業 務 課 (052)218-3385
障害者介助等 助 成 金 ⑪職場支援員 の配置または 委嘱の中高年 齢等措置に係 る 助 成 金	○対象者 35 歳以上で雇用後 6 か月を超える期 間が経過している障害者を継続して雇 用し、その障害者の加齢に伴う心身の 変化により生じる課題を解消するた めの援助や指導を行う職場支援員の配置 または委嘱をした事業主 ○対象者 職場支援員を配置又は委嘱に要する経 費	※()は中小企業に適用 ○支給限度額 配置：短時間労働者以外 月額 3 万円(4 万円) 短時間労働者 月額 1 万 5 千円(2 万円) 委嘱：1 人につき 1 回 1 万円まで(上限 288 万円) ○支給期間 6 年間	
障害者介助等 助 成 金 ⑫重度訪問介 護サービス利 用者等職場介 助 助 成 金	○対象者 重度訪問介護サービス等を受けている 重度障害者である労働者の業務に必要 な支援を委託する雇用事業主 ○対象者 職場介助を委託したサービス事業者へ の委託費用の一部	※()は中小企業に適用 ○助成率 4/5(9/10) ○支給限度額 職場介助:月額 13 万 3 千 円(15 万円) ※支給開始から当該年度末 まで	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
職場適応援助者助成金 (4種類)	<p>○対象者 職場適応援助者による支援を行う事業主</p> <p>○対象経費 訪問型または企業在籍型職場適応援助者に要する費用</p> <p>※各々「中高年齢型措置に係る助成金」あり</p>	<p>【訪問型】</p> <p>○支給限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外：1日4時間 [以上]1万8千円 [未満]9千円 ・精神障害者：1日3時間 [以上]1万8千円 [未満]9千円 ・養成研修受講料の1/2 <p>○支給期間 1年8か月(精神障害者は2年8か月)</p> <p>【企業在籍型】</p> <p>※()は中小企業に適用</p> <p>○支給限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者以外：月6万円(月8万円) ※短時間労働者は月3万円(月4万円) ※特定短時間労働者は月1万5千円(月2万円) ・精神障害者：月9万円(月12万円) ※短時間労働者は月5万円(月6万円) ※特定短時間労働者は月2万円(月3万円) ・養成研修受講料の1/2 <p>○支給期間 6か月</p>	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部高年齢・障害者業務課 (052)218-3385
重度障害者等通勤対策助成金 (9種類)	<p>○対象者 重度の障害者等を新たに雇い入れ又は継続して雇用し、雇用の継続を図るため、住宅や通勤を援助する措置を実施する事業主又は事業主団体</p> <p>○対象経費 当該措置に要する費用</p>	<p>○助成率 3/4 (各助成金に支給限度額、支給期間あり)</p>	
重度障害者等通勤対策助成金 ⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	<p>○対象者 重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者である労働者の通勤補助に必要な支援を委託する雇用事業主</p> <p>○対象経費 通勤補助を委託したサービス事業者への委託費用の一部</p>	<p>※()は中小企業に適用</p> <p>○助成率 4/5(9/10)</p> <p>○支給限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤援助 月額7万4千円(8万4千円) <p>※委託した日から3か月まで</p>	

名 称	対象者、対象経費	助成額、助成・支給率	問合せ先
<p>障 害 者 雇 用 相 談 援 助 助 成 金</p>	<p>○対象者 障害者の雇い入れと雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助事業(障害者雇用相談援助事業)を利用事業主に対して行う事業者</p> <p>○対象 ①利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合 ②①を行った後、利用事業主が対象障害者等を雇い入れ、かつ、6 か月以上の雇用継続を行った場合</p>	<p>※()は中小企業に適用</p> <p>○助成額 ①60 万円(80 万円) ②①を行った後、利用事業主が対象障害者等を雇い入れ、かつ、6 か月以上の雇用継続を行った場合対象者1人につき7万5千円(10万円4人まで)</p>	<p>(独)高 齢 ・ 障 害 ・ 求 職 者 雇 用 支 援 機 構 愛 知 支 部 高 齢 ・ 障 害 者 業 務 課 (052)218-3385</p>
<p>障 害 者 能 力 開 発 助 成 金 (2 種 類)</p>	<p>○対象者 障害者の能力開発訓練の事業を行う法人</p> <p>○対象経費 ①事業を行うための施設又は設備の設置に要する経費 ②能力開発訓練事業の運営経費</p>	<p>○助成率 ①4/5 ②3/4</p> <p>○支給期間 訓練期間中</p> <p>○支給限度額 ①2 億円 ②受講生 1 人につき月16 万円まで</p>	

7 職業能力開発・人材確保

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
認定訓練 助成事業費 補助金	<p>○対象者 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施した中小企業団体等</p> <p>○対象経費 訓練の実施に要した運営費</p>	<p>○補助率 2/3 以内</p>	<p>愛知県労働局 産業人材育成課 (052)954-6375</p>
教育訓練給付金	<p>【一般教育訓練給付金】</p> <p>○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、1年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し、修了した者</p> <p>○対象経費 入学料、受講料、キャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた費用</p>	<p>○補助率 20%</p> <p>○上限額 10万円</p>	<p>公共職業 安定所 ※P90～P91 参照</p>
	<p>【特定一般教育訓練給付金】</p> <p>○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、1年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する特定一般教育訓練を受講し、修了した者</p> <p>○対象経費 入学料、受講料</p>	<p>○補助率 40%</p> <p>○上限額 20万円</p>	
	<p>【専門実践教育訓練給付金】</p> <p>○対象者 受講開始日において雇用保険の被保険者(※)である(あった)期間が3年以上(初回受給者に限り、2年以上)あることなど、一定の要件を満たす被保険者または被保険者であった者(所定の要件を満たす者)で、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した者</p> <p>○対象経費 入学料、受講料</p> <p>(※)被保険者とは、一般被保険者または高年齢被保険者をいう</p>	<p>○補助率 50%</p> <p>○上限額 40万円/年</p> <p>☆訓練修了後、一定の要件を満たした場合</p> <p>○補助率 70%</p> <p>○上限額 56万円/年 (すでに支給した50%に相当する額との差額が追加支給)</p>	

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助・支給率	問合せ先
教育訓練支援金 給付	○対象者 専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、受講開始時に45歳未満など一定の要件を満たす方が訓練期間中、失業状態にある場合	○支給額 基本手当の日額に相当する額に80%を乗じて得た額に支給日数を乗じて得た額 (基本手当の給付を受けることができる期間は除く)	公 共 職 業 安 定 所 ※P90～P91 参照

8 愛知労働局における雇用安定のための助成制度

※こちらの助成金の内容は2024年4月現在のものです。今後、助成金の見直しがある場合がありますので、詳細は申請先にお問い合わせください。

(1) 労働者の雇用維持を図る（雇用維持関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
経営が悪化する中で、休業や教育訓練を通じて労働者の雇用を維持する	→	雇用調整助成金	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(2) 在籍型出向を行う（在籍型出向支援関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させる	→	産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(3) 離職する労働者の再就職支援を行う（再就職支援関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う	→	早期再就職支援等助成金(再就職支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
早期に雇い入れ、賃金を上昇させる	→	早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース)	

(4) 中途採用する（転職・再就職拡大支援関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大する	→	早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
東京圏からの移住者(※)を雇い入れる ※デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用した UIJ ターン者に限る	→	早期再就職支援等助成金 (UIJ ターンコース)	

(5) 新たに労働者を雇い入れる（雇い入れ関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)	
継続して雇用する労働者として雇い入れる	母子家庭の母等	→	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
	高齢者 60 歳以上	→	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	
	身体障害者・知的障害者 精神障害者	→	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	
	発達障害者・難治性疾患患者	→	特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	
	正規雇用の機会を逃した こと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用 に就くことが困難な者	→	特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）	
	自治体からハローワークに就労支援の要請があつた生活保護受給者等	→	特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）	
	一定の訓練を行う就職困難者、デジタル・グリーン分野に従事する就職困難者	→	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）	

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
一定期間試行的に雇い入れる	安定就業を希望し、離転職を繰り返す者等	→	トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
	障害者		トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	
	短時間労働の精神障害者、発達障害者		トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)	
	若年者または女性の建設労働者		→ 建設業の 中小事業主 →	
事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等に必要新たな人材を雇い入れる		→	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518

(6) 労働者の雇用環境の整備を図る(雇用環境整備等関係の助成金)

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
対象労働者	外国人労働者	→ 外国人労働者雇用事業主 →	人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		→ 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体 →	人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)	
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上、賃金アップと離職率の低下を図る ※現在、新規の計画受付は行っていません。		→	人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)	

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
対象労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職目標を達成する	→ 建設業の中小事業主	→ 人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース（建設分野））	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
	建設キャリアアップシステム(CCUS)や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する	→ 建設業の事業主団体	→ 人材確保等支援助成金(建設キャリアアップ等普及促進コース)	
	若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	→ 建設業の事業主または事業主団体	→ 人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））	
	自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	→ 建設業の元方の中小事業主	→ 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））	
対象労働者	有期契約労働者等（契約社員・パート・派遣社員など）	→	→ キャリアアップ助成金（正社員化コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)688-5758
	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する	→	→ キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）	
	賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する	→	→ キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）	
	賞与・退職金制度を導入し支給・積立を実施する	→	→ キャリアアップ助成金（賞与・退職金制度導入コース）	
	新たに社会保険を適用させるとともに労働者の収入を増加させる	→	→ キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）	
障害者であって、有期契約労働者等（契約社員・パートなど）	→	→	→ キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5519
テレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善を図る	→ 中小企業事業主	→	→ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）	愛知労働局 (雇用環境・均等部 企画課助成金担当) (052)857-0313

(7) 労働者の職業能力の向上を図る（人材開発関係の助成金）

【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)	
教育訓練休暇制度、長期教育訓練休暇制度、教育訓練短時間勤務制度の導入訓練	有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受ける 教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者が勤務時間を短縮して訓練を受ける	事業主 事業主団体	人材開発支援助成金（教育訓練休暇等付与コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)688-5758
職務に関連した10時間以上の訓練	職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する	事業主 事業主団体	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	
OJTとOff-JTを組み合わせた訓練	中核人材を育てるための訓練、有期契約労働者等を正規雇用労働者等へ転換するための訓練等を実施する	事業主	人材開発支援助成金（人材育成支援コース）	
新規事業の立ち上げ等に必要訓練	新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、事業主が雇用する労働者に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を実施する	→	人材開発支援助成金（事業展開等リスクリテリング支援コース）	
高度デジタル人材等に対する訓練等	高度デジタル人材等の育成を図る	事業主	人材開発支援助成金（人への投資促進コース）	
建設労働者に対する訓練	認定訓練を実施または建設労働者に受講させる場合に助成	建設業の中小事業主または中小事業主団体	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）	愛知労働局 (あいち雇用助成室) (052)219-5518
	建設労働者に技能実習を受講させる場合に助成	建設業の事業主または事業主団体	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）	
障害者に対する訓練	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する	事業主、事業主団体、社会福祉法人等	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）	

(8) 仕事と家庭の両立支援に取り組む

【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【問合せ先】 (申請先)
男性の育児休業取得	男性が育児休業を取得しやすい職場環境作りに取り組む取得させる	→ 中小企業事業主 →	両立支援等助成金 (出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金))	愛知労働局 (雇用環境・均等部 企画課助成金担当) (052)857-0313
仕事と介護の両立支援	仕事と介護の両立支援に関する取組を行い、介護休業や介護両立支援制度を利用させる	→ 中小企業事業主 →	両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース)	
育休取得時・職場復帰時・職場復帰後支援	育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる 子の看護休暇等の制度を導入し利用させる	→ 中小企業事業主 →	両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)	
業務代替支援	育児休業取得者・育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する体制の整備を行う	→ 中小企業事業主 →	両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース)	
不妊治療と仕事の両立支援	不妊治療支援プランの作成及び同プランに基づく措置を実施し、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度の利用しやすい環境整備の取組を行う	→ 中小企業事業主 →	両立支援等助成金 (不妊治療支援コース)	

9 環境・エネルギー関連

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金	<p>○対象者 住宅用地球温暖化対策設備を導入する県民に対して補助を行う市町村</p> <p>○対象施設 【単体補助】HEMS、燃料電池、蓄電池、電気自動車等充給電設備、太陽熱利用システム 【一体的導入】太陽発電施設(必須)、HEMS(必須)に加え、蓄電池、電気自動車等充給電設備、高性能外皮等、断熱窓改修のうちいずれか一つの設備導入</p> <p>○募集時期 通年</p>	<p>○補助率 市町村補助額の1/4以内(蓄電池の市町村補助額が15万円以上の場合、蓄電池は1/2以内)</p>	補助実施市町村(※欄外参照)

※ 補助の実施の有無については、各市町村の担当部局にお問い合わせください。
(電話番号はP173～P174参照)

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金	<p>○対象者 県内において事業活動を営む法人及び個人事業主 ※大企業は低炭素水素サプライチェーン構築の一環として再生可能エネルギー設備を設置する場合に限る</p> <p>○対象設備 再生可能エネルギー発電等設備(太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、中小水力発電、蓄電池、水素関連設備等)、再生可能エネルギー熱利用設備(太陽熱利用、地中熱利用等)</p>	<p>詳細については、右問合せ先までお問い合わせください。</p>	愛知県環境局地球温暖化対策課(052)954-6887
省エネルギー設備等導入支援事業費補助金	<p>○対象者 県内において事業活動を営む法人及び個人事業主 ※省エネルギー設備は中小企業等に限る</p> <p>○対象設備 ①省エネルギー設備 高効率空調、高効率給湯器、高効率照明機器、コージェネレーション、高機能換気設備 ②ZEB ZEBの構成要素となる高性能建材や高性能設備機器等</p>	<p>① ○補助率 1/3 ○限度額 700万円</p> <p>② ○補助率 1/3～2/3 ○限度額 1,750万円</p>	愛知県環境局地球温暖化対策課(052)954-6242

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
<p>先進環境対応自動車導入促進費補助金</p>	<p>自家用登録自動車の導入</p> <p>○対象者 中小企業等の事業者、自動車リース事業者 ※燃料電池自動車トラック・バスのみ大企業も対象</p> <p>○対象車両 先進環境対応自動車(電気自動車(トラック・バス・乗用車)、プラグインハイブリッド自動車(トラック・バス・乗用車)、燃料電池自動車(トラック・バス・乗用車)、天然ガス自動車(トラック・バス)、優良ハイブリッドトラック)</p> <p>※メーカー希望小売価格(税抜)1,000万円を超える電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車乗用車は補助の対象外</p> <p>※給電機能のない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車乗用車は補助の対象外</p>	<p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3 ※ただし、大企業の燃料電池バスの導入は1/4、燃料電池自動車トラックの導入は1/6 ・電気自動車(トラック・乗用車) 【3ナンバー車】 [一充電走行距離(km)-200]×2(千円/km) 【3ナンバー車以外】 一充電走行距離(km)×1(千円/km) (上限40万円) ・プラグインハイブリッド自動車(トラック) 20万円(定額) ・プラグインハイブリッド自動車(乗用車) 10万円(定額) ・燃料電池自動車(乗用車) 100万円(定額) 	<p>愛知県環境局 地球温暖化対策課 (052)954-6217</p>
	<p>営業用登録自動車の導入</p> <p>○対象者 旅客・貨物運送事業者、自動車リース事業者 ※燃料電池自動車トラックのみ大企業も対象</p> <p>○対象車両 先進環境対応自動車(電気自動車(トラック・バス・乗用車)、プラグインハイブリッド自動車(トラック・バス・乗用車)、燃料電池自動車(トラック・バス・乗用車)、天然ガス自動車(トラック・バス)、優良ハイブリッド自動車(トラック・バス))</p> <p>※メーカー希望小売価格(税抜)1,000万円を超える電気自動車乗用車、プラグインハイブリッド自動車乗用車は補助の対象外</p> <p>※給電機能のない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車乗用車は補助の対象外</p>	<p>○補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3 ※ただし、燃料電池自動車トラックの導入は1/6 ・電気自動車(トラック・乗用車) 【3ナンバー車】 [一充電走行距離(km)-200]×2(千円/km) 【3ナンバー車以外】 一充電走行距離(km)×1(千円/km) (上限40万円) ・プラグインハイブリッド自動車(トラック) 20万円(定額) ・プラグインハイブリッド自動車(乗用車) 10万円(定額) ・燃料電池自動車(乗用車) 100万円(定額) 	

名 称	対象者、対象経費		補助額、補助率	問合せ先
<p>充 電 イ ン フ ラ 導 入 促 進 費 補 助 金</p>	<p>充 電 設 備</p>	<p>○対象者 ・自ら所有する補助対象施設に補助対象設備を設置する者 ・他の者が所有する補助対象施設に、その所有者から許諾を得て補助対象設備を設置する者</p> <p>○対象施設 集合住宅、工場、事務所、商業施設、宿泊施設等、基礎充電又は目的地充電を目的とした充電設備を設置する愛知県内の施設とする ただし、次に該当する施設を除く (1)戸建住宅 (2)個人宅に付随する施設 (3)国及び地方公共団体が所有する施設</p> <p>○補助対象設備 急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドのうち、交付要綱の要件を全て満たすもの</p>	<p>○補助対象経費 補助対象設備の購入費(消費税及び地方消費税を除く)</p> <p>○補助限度基数 ・急速充電設備 1 施設当たり 1 基 ・普通充電設備等 1 施設当たり 10 基又は駐車場の区画数の10%(小数点以下切り上げ)のうち少ない方</p> <p>○補助率 1/4</p> <p>○補助限度額 ・急速充電設備 125 万円 ・普通充電設備等 1 基あたり 17 万 5 千円</p>	<p>愛知県環境局 地球温暖化 対 策 課 (052)954-6217</p>
<p>愛 知 県 水 素 ス テ ー シ ョ ン 整 備 補 助 金</p>	<p>商 用 水 素 ス テ ー シ ョ ン</p>	<p>○対象者 (一社)次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付申請を行った者</p> <p>○対象事業 水素ステーションの整備</p> <p>○対象経費 水素供給設備一式、設計・工事・経費等一式</p>	<p>○補助率 1/4 以内</p>	<p>愛知県経済産業局産業部 産業科学技術課 水素社会実装推進室 (052)954-6350</p>

Ⅷ 主要補助金・助成金一覧

名 称	対象者、対象経費		補助額、補助率	問合せ先
<p>愛 知 県 水素ステーション需要 創出活動費補助金</p>	<p>商用 水素 ステーション</p>	<p>○対象者 愛知県内で、市販の燃料電池自動車に充填可能な水素ステーションの運営を行っている者、または、今年度中に行う見込みのある者</p> <p>○対象事業 水素ステーションにおける需要創出活動</p> <p>○対象経費 土地賃借料、機器予備品の購入費、水素燃料の購入費、水素製造用原料費</p>	<p>○補助額 550 万円以内 (定額)</p>	<p>愛知県経済産業局産業部産業科学技術課水素社会実装推進室 (052)954-6350</p>
<p>愛 知 県 燃料電池産業車両 導入費補助金</p>	<p>○対象者 (公財)北海道環境財団が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付申請を行った者</p> <p>○対象事業 燃料電池産業車両の導入</p> <p>○対象経費 燃料電池フォークリフトの購入費</p>	<p>○補助率 通常フォークリフト車両価格との差額 大企業 1/4 以内 中小企業 1/2 以内</p>	<p>愛知県経済産業局産業部産業科学技術課水素社会実装推進室 (052)954-6350</p>	

名 称	対象者、対象経費	補助額、補助率	問合せ先
<p>愛知県循環型社会形成推進事業費補助金</p>	<p>○対象者 愛知県内で事業を行おうとする事業者</p> <p>①【リサイクル関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)他の事業者から排出される廃棄物を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備 (イ)エコデザイン(製品の単一素材化、易解体化等)により資源として再利用可能な製品を製造するための設備・システムの整備</p> <p>②【排出抑制関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)事業者が自ら排出する廃棄物の発生を抑制するための設備・システムの整備 (イ)エコデザイン(製品の長寿命化、軽量化等)により廃棄物の発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備</p> <p>③【プラスチック関係設備整備事業】 ○対象事業 (ア)他の事業者から排出される廃プラスチック(プラスチックが混入した廃棄物を含む。)を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備 (イ)事業者が自ら排出する廃プラスチックの発生を抑制するための設備・システムの整備 (ウ)エコデザイン(製品の単一素材化、易解体化等)により資源として再利用可能なプラスチック製品を製造するための設備・システムの整備 (エ)エコデザイン(製品の長寿命化、軽量化、プラスチック代替への素材転換等)により廃プラスチックの発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備</p> <p>○対象経費 (①～③共通) 設備費、設計費、工事費(用地及び上屋は対象外)</p> <p>④【循環ビジネス事業化検討事業】 ○対象事業 先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業</p> <p>○対象経費 調査費、研修・指導費、調査委託費、研究開発費(サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業のみ)</p>	<p>○補助率 大企業 1/3 以内 中小企業 1/2 以内</p> <p>※サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームにおいて実施する事業の場合、 大企業 1/2 以内 中小企業 2/3 以内</p> <p>①②③ ○限度額 5,000 万円</p> <p>④ ○限度額 500 万円</p> <p>※サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合、300万円上乘せ</p>	<p>愛知県環境局 資源循環推進課 (052)954-6233</p>

※ 補助金内容等を変更する場合があります。当該年度の募集案内等をご確認ください。